

売春は合法化されるべきか

—『セックス・ワーカ』をめぐらし

杉 田 聰
 (帯広畜産大学哲學研究室)
 一九九八年十月二十日受理

Should the prostitution be legalized?

—A Consideration about Delacoste & Alexander (ed.), *Sex Work* (1988)

SUGITA Satosi

『セックス・ワーカ』の衝撃

「デラコステ＆アレキサンダー編『セックス・ワーカ⁽¹⁾』を読むべく、わざと困難におそわれる。そりにせば、売春をめぐる従来の議論の枠組みをあわざる語えがちりばめられてくるからだ。

たしかにそいででは、多くの女性が、劣悪な状況下で強いられている売春女性の実態について、また売春婦が客やボンボン⁽²⁾を時に警察から受けれる多様な暴力・虐待について語つてくる。そしてそれらは、真に私たちの胸をうつ。しかし、それらの記述と共に、これまでの常識では理解しかねるような記述にも出合つてゐる。いわく――

「〔客のなかには〕一緒にいて楽しめて、私の人生を（……）いろんな意味で豊かにしてくれる男はいくらでもいるようだつた」（八九頁）

「女性には、売春婦として働くか働かないか、またどんな条件で働くかを決断する権利がある」（一四八頁）

「性に関する自己決定権には……お金でセックスを売る権利などが含まれる」（三九四頁）等々。

しかしまつと驚かされるのは、女性たちが自分のセクシュアリティのあり方との関わりで売春を捉えなおそうとしているという事実である。例えば編者のP・アレクサンダーは、「売春を禁止する法律や性労働に押される烙印のために、すべての女性が自分自身のセクシュアリティを自分で決定できなくなっている、という認識がフェミニストたちの間に広がってきている」と述べている（一一〇頁）。これは、一見すると誤解されるような、己れのセクシュアリティのあり方として売春を選ぼうとしても、それが自由にできない女性がいるということを問題にした文章ではない。いや、女性たちが自らの意志で自由かつ多様な性関係を、つまり「奔放」な性を選ぼうとしても、それが困難にさらされているという主張ですらない。そうではなく、女性の行動が実際に奔放であろうがなかろうが、女性たちがどのような性関係をもちどのような性行為を行なおうとも、それが時代および社会が女性に課した規範からの逸脱と映るとき「ふしだら」なものとみなされて、「淫売」の烙印を押されることで、性的な行動や表現が抑圧され、セクシュアリティが実現できなくなるということを問題にしているのである。

「『淫売』といふ」とばは、女性に対する社会的な神話や憎しみ、恐怖心を永続的なものにするために使われて、すつかり一般的になつてゐる（一九四頁）と、ある「性労働者」は記している。女性をとりまく文化の規制は多様な分野にわたつてみられるが、おそらく性の場面での規制以上に、女性にとって抑圧的に感じられるものは少ないのでないかと思われる。なぜなら個人にとって女性もしくは男性であること、つまり各人の「性自認」は、自己確認の支柱の意味をもつが、それゆえにこそ性および性行動のもつ意味の大きさは、私たちに一生ついてまわるからである。また人間の性本能は壊れているため、⁽³⁾

言いかえれば「生得的」なものがすべからく文化によって与えられるため——人間においてはセックスとジェンダーが、またセックスとセクシュアリティ（ここでは性的指向性）が異なりうるという事実が、何よりそれを明瞭に示している——、社会は性差の維持に強い関心を払うが、それだけにいつそう性自認のもつ意味は大きくならざるをえない。しかも今日の文化においては、女性は依然として「女性＝性」「女性＝愛」という強い価値観のもとで生きることを余儀なくされているからこそ、よけいに己のセクシュアリティのあり方に関心を払わざるをえないが（それでいて、男性に対してと異なって、女性に対しては性的「奔放さ」が社会的に許容されていないのである）、それ故に性への規制は、女性にとっては男性よりもかに抑圧的なものとして現われざるをえない。

売春「合法化」の戦略の是非

さて、女性たちが自由に己のセクシュアリティを実現しようとするとき、しばしば売春婦と結びつけられやすいのは事実であろう。売春婦は「ふしだら」な女性の代名詞とされており、一方、自由にセクシュアリティを実現しようとする女性たちは、しばしば男性社会が課す性規範を逸脱することで（たいていこの性規範にふれる。なぜなら、現在でさえあまりにしばしば女性の性行動は狭い範囲におし止められているからである）「ふしだら」という烙印をおされるからである。それゆえ、フェミニスト（といっても一部のと言わなければならぬが）にとって女性のセクシュアリティ実現のために必要となる戦略は、売春婦という存在そのものをなくすか、あるいはなくせないとしても、売春婦を「ふしだら」と見るのをやめるかのいずれかである、ということになる。

『セックス・ワーク』に登場するフェミニストたちは、現実に数多くの女性たちが売春婦として働いているという事実を前提する。そして、多様な諸事情から、今後も売春をする女性たちが生まれつづけるだろう、ということをも前提する。それどころか売春を含めた「性労働」を固有の権利であるという認識さえもつ。だから彼女たちは、「ふしだら」な女性のモデ

ルとして常に引き合いで出される売春婦から「ふしだらさ」そのものの規定を除こうとする道を選ぶのである。

だがそのためにして立てる方法は、二通りであります。第一に、売春の非犯罪化もしくは非処罰化の実現であり、もう一つは、単にそうするのみならず、それをこえて売春を正規の労働として認知し、「公序良俗」に反するどころかそれに反しないものという確固たる認定を得ることである。ここでは後者を「合法化」と呼ぶ。

だが、時代および社会が課した規範から逸脱する性的に活発な女性たちを——いや逸脱しない女性をさえ——「ふしだら」と見る因習は、このように売春を合法化することによって本当に解決される問題なのだろうか。『セックス・ワーク』という本が編まれたアメリカでは、売春の実態（具体的には売春婦のおかれた実態、そして「一般的の女性」たちが売春婦に比較される日常的可^能性）は、日本以上に深刻であるという。そしてアメリカでは、女性を差別する時に用いられる言葉がしばしば「売女」「淫売」(whore, bitch)の類であるからこそ、売春を公認することで問題を解決しようという発想が生まれやすいのかもしない。だが、売春婦があくまで周辺的な存在である今日の日本では（少なくとも私たちの日常的生活の場面では売春婦を売春婦として目にすることは極めて少ない）、女性たちの「ふしだら」さが売春婦と結びつけられることはほとんどないと言つてよいようと思われる。するとすでに、問われるべきは必ずしも売春婦ではない、という可能性があることがわかる。

フェミニストにとって売春婦それ自体が問題なのではない

もちろん売春婦への暴力や差別を告発するグループは、売春婦自身のことを問題にしているのだが、むしろ一般のフェミニストグループの場合は、一般的の女性のセクシュアリティの実現のためにこそ売春婦を問題にする。それ故後者にとって問題は、性的に活発な女性と売春婦とがいかなる関係に立つかなのだが、彼らは、両者の間に量的な差異しか認めない。だが、両者は質的に異なると言つべきである。⁽⁴⁾

その意味はこうである。売春婦は、実は性的に活発（奔放）なのではなく、時としてそうした女性がいないとは言えない

にせよ)その性的性向とは基本的に無関係な理由から売春婦になつた場合が普通である。しかも彼女は単に「性的サービス」を「職業」として与え続けるだけである。つまり、売春婦はあくまで商売でセックスに応じるのであって、セックスそれ自身を望むのではない。しかしここで問題になつてゐる一般の女性の奔放な性行動とは、セックスそれ自身への願望であろう。

それ故、性的に活発な女性に対する「売女」という非難は、実は比喩にすぎない。したがつて重要なことは、売春を合法化したとしても、一般の女性にたいして時として加えられる性的烙印が消滅するわけではないということである。女性を売春婦とみなす烙印が消滅したとしても、女性を「ふしだら」と見る烙印 자체がなくなるわけではない。

もちろん、抽象的に考えれば、どんな男性とも、金銭的裏づけさえあれば無条件で性関係を取り結ぶ点でより「みだら」である売春婦の行為すら合法化されるなら、あらゆる女性の行為は、たとえそれが不特定多数を相手とした性行動であったとしても、より少なく「みだら」な行為として、そもそも「みだら」とは見なされなくなる可能性は確かにある。だが、一般的の女性の行動（例えばどんな男性とも性関係を取り結ぶといった）は、商売で「みだら」にふるまう売春婦の行動と違つて、彼女が普通の女性であるがゆえに、その行動は「みだら」とみなされつづけるだろう。

角田由紀子は『セックス・ワーク』の解説で、「社会がいかがわしい女性＝売春婦は排除されるべし……という合意を形成しているからこそ、『いかがわしいという』性的中傷が女性を攻撃する有力な武器となる」とのべているが（四一四頁⁽⁶⁾）、はたしてここで「＝売春婦」と等置することはできるのだろうか。実際、角田が明らかにしたのは、「ふしだら」な女というレッテルのために、強姦等の被害女性が非難され逆に加害男性が免責されることであつて、売春婦というレッテルがそれを導くという点ではない（同右）。問題なのは売春婦ではなく、それが誰であれ社会がある女性たちのことを「いかがわしい」とみなすという事実なのである。

何が女性の「ふしだら」視を導くか

ではなぜ社会は、ある種の女性たちを「いかがわしい」と見なすのか？

そもそも、ある種の女性の性行動をいかがわしいと見る社会の傾向は、基本的に人間の文化の型に由来している。上述のように人間のメスとオスとが、他の動物と異なって性本能を解体させてしまった以上、しかしそれにもかかわらず社会は女性と男性に「正常」な性（＝異性愛）行動を身につけることを要求するかぎり、社会はその文化を通じて女性と男性の姿の区別を、しかも女性が男性を魅了し、挑発し、そして男性が女性を対象化する仕方での区別を、維持せざるをえない。⁽¹⁾だからこそでは、多かれ少なかれ、そうした性役割を概念化しようとする傾向が生まれざるをえない。それこそが、「いかがわしさ」の観念が発生する歴史的な条件である。

そしてこの性文化の型は、基本的に今日でも維持されている。この型自体が問われる」となく「性解放」が進展すれば、男性が、したがって社会が（というのは、社会意識の形成にとって力をもつのは依然として男性だからである）一部の女性を「ふしだら」と見つづけることはほとんど必然である。つまり、合法化によって遠い将来売春婦が烙印をおされる女性のモデルではなくたとしても、その代わりに「性的に活発な女性」ゆえに、女性の「ふしだら」視が維持されるだろう。くりかえすが、売春婦をなくしたとしても、人類の文化が女性と男性に指定する性的特性ゆえに、女性を性的な面で中傷するこの社会の傾向はなくならないだろう。それ故、女性のセクシュアリティの実現のために問われるべきことがあるとすれば、それは売春の「合法化」ではなく、女性による性的「挑発」という役割そのものなのである。

直ちに付け加えるが、もちろんセックスにおいて女である存在それ自体およびそれに強く結びついたセクシュアリティ（＝性的行動の型）を問題にしなければならない、などというのではない。こうした問題の立て方は、解決を困難にするばかりか、そもそもセクシュアリティ（＝性的欲望）の実現を、さらにそれを通じてのアイデンティティの確保をさえ拒む、過度

売春は合法化されるべきか？

の抽象化である。そうではなく、そうした文化の型に基づく「挑発」において、世の中には明らかにより強い性的アピールを行なう女性とそうではない女性がいるということ、そして前者の強い性的アピールによって男性が強い刺激を受け、それを通じて社会はそうした女性の魅惑的な魔力を概念化しようとする傾向を生み出す可能性が高い、ということである。

もちろん女性の「ふしだら」視は極大にも極小にもなりうる。それは『セックス・ワーク』の主たる舞台であるアメリカ社会と日本社会を比較してみれば明瞭である。それ故、人間の性本能が壊れており、社会が女性と男性の性行動を文化的に規定するからといって、ある種の女性を「ふしだら」とみなす傾向を小さくすることができないわけではない。しかし女性を「ふしだら」と見る傾向が比較的小さいと思われる日本社会においてさえ——女性を売春婦と結びつけたり、女性に対する日常的な侮蔑の言葉として「淫売」「売女」などといった言葉が使われなかつたとしても——女性を「まともな女」と「ふしだらな女」「おかしな（＝異状な）女」「だらしがない女」「いかがわしい女」に分ける発想はたしかにしばしば見られ、時にそれは女性の行動を強く呪縛するものとして用いられるように、女性の「ふしだら」視そのものを完全に除去することは、少なくとも今日の性文化の下にあるかぎりかなり困難と断ぜざるをえない。

今日の性文化の下にあって女性の「ふしだら」視をなくそうとするなら、そのただなかで女性がとる、男性をその性的アピールで（少なくとも強く）呪縛する行動と姿とを、なくす努力が払わなければならないようと思われる⁽⁹⁾。服装の観点までふくめて（なぜなら服装はセックスアピールの強力な手段だからである）、女性から、男性の性欲を強く刺激する条件をなくさないかぎり、女性の「ふしだら」視の消滅はおそらく困難であろう。

ハリウッドの映画を見ると、女性の性的アピールのすさまじさに驚かされることがある。こうした映画を見なれた国民・世代は、そうではない国民・世代よりはるかに、強烈な性的アピールに対し平静でいられるようになるだろう。実際、アメリカの、かつ比較的若い世代の男性たちは、こうした性的アピールを、例えば日本人でありより慎ましやかな性表現・性行動に慣れた私たちよりも、はるかに平静に受け入れているように見える。しかし女性の性的アピールがより自由であり強

烈であるだけに——と私は思う——、アメリカ社会では、はるかに女性の「ふしだら」視が徹底していることを忘れるべきではない。アメリカ社会において、性的に活発な女性を「売女」「淫売」と呼び慣わす傾向が、日本社会においてよりはるかに強いことの少なくとも一つの理由は、日常的な女性の性的アピールの強さに求めるしかないように思われる。

男性による文化の支配

いざれにせよ、一般女性の性行動と売春婦の「性」行動とは、基本的に関係がない。それ故、仮に性労働の合法化を通じて売春婦から「淫売」「ふしだら」という烙印をとり去ることができたとしても、それによって一般の女性から「淫売」「ふしだら」という烙印がとり去られるのではない。売春合法化論は、この点を看過している。

だがさらには問題なのは、性労働を合法化したとしても、女性ばかりが性労働につき、「一方男性が文化を、あるいは少なくとも文化の中枢をにぎるかぎり、女性の「ふしだら」視をなくすことは困難だ」ということである。女性が、何ものにも制約されることなく、自由に男性を性的に「挑発」する文化を保持しようとするなら、今日とは逆に、あらゆる文化を女性が手中におさめる程度に女性による「男性支配」を実現し、かつそれを日々に強めなければならないだろう。だがおそらくそのことは、女性解放を重要な一部分として含む人間解放の論理に矛盾する。そしてこれは、ほとんど絶望的に実現不可能な課題であろう。

女性の「ふしだら」視をなくすために重要なことは、文化を女性と男性とがともに担うことで（それだけでもだいぶ異なった影響をもたらしうるが、依然として不十分に感じられる）、社会意識に女性の声を反映させると同時に、今日さえ強く根づいた性文化を前提するかぎりで言えば、女性の「挑発する性」としての性役割を最小限度にとどめることである。あるいはより徹底的な変化を望むならば、われわれの性文化のあり方そのものを根本的に問い合わせなおす必要がある。上記のように、性本能が壊れてしまった人間にあって、言いかえれば「生得的」なものといえども文化による媒介なしに発現し得ない人間

売春は合法化されるべきか？

にあって、生理的な性差がそれ自体で決定的な意味をもつことはおそらくありえない。それ故、新たに完全に新しい女性像・男性像を選びなおす（おそらく、相互的に「挑発」し相互的に対象化しうるよう）ことも可能である。これは理想的だが、しかしこれにはきわめて長きにわたる人間性の革命を要するが故に、実現可能性は前記の方法よりはるかに小さいかもしれない。

女性解放運動との矛盾——女性の性的モノ化

売春の合法化要求には、さうに問題がある。それは、売春の合法化要求自体が女性解放の論理と矛盾する可能性が高いという点である。

これまでの男性社会のなかで、女性に禁じられてきた最大のものは、セクシュアリティの自由な発現であろう。それゆえ女性解放に、なんらかの意味で「性解放」が含まれることは疑いがない。また女性解放が、男性社会を作り上げてきた抑圧的な機構全般（それが女性にのみ向けられたものではないにせよ）を問うる質の運動・思想であり、そしてそれが寄与せんとする人間の解放のうちには、男女全般の自由なセクシュアリティの発現が含まれるとすれば、それは再び性解放を含むことも疑いがない。だが、性解放は無条件で肯定できるわけではない。というのは、より自由な男女の性的あり方を求めるかぎり、女性が男性を挑発し男性が女性を対象化するという、今日の文化が指定する基本的な性愛の構造をグロテスクに肥大化し、それを通じて女性がかぎりなく男性のセックス・オブジェクト（性的なモノ）と化すという可能性をもたらすことがありうるからだ。

この点は、ここで問われているセクシュアリティの自由な発現についてもあてはまる。いや、この場合こそはるかに明瞭にあてはまると言わざるをえない。なぜなら、少なくともわれわれの性文化、つまり人間のくずれた性本能に変わつて「正當な」異性愛を根づかせるために今日でさえ普及している性文化を前提するかぎり、仮に売春の合法化によって女性の「ふ

したら」視がなくなつたとしても、そのあかつきにおいてすら、女性が男性を、その肉体によつて、あるいは女性の肉体と結びついた男性の想像力を刺激することによって挑発するのは、しかも自由なセクシュアリティの発現という事実を通じてより強く挑発する形になるのは、明らかだからである。求められる自由な（時として「奔放な」）性関係には、欲する相手との自由なセックスのみならず、欲する相手をその気にさせるための挑発が含まれると当然考えられなければならないだろう。

加えて、合法化された売春それ自体が、男性のセックス・オブジェクトとしての女性という観念をさらに高めるだろう。売春においては、女性は男性の性的欲望発散のための道具と、そしてそれのみと化す。売春婦は、その肉体によつて男性の性欲を呼び起しそしてそのように呼び起された性欲の発散のために奉仕するが、同時に売春婦はそのような存在としてしか男性に現われないだろう。性欲にとらわれた男性にとって、女性はただの欲望発散のための手段でしかないのは明瞭である。もし売春が「合法化」されて、あらゆる女性が何らの烙印なしに売春にかかわりうるようになれば、あらゆる女性が、今まで以上に性欲発散のための道具と見なされるようになるだろう。なるほど「烙印」はなくなるかもしれない。つまり彼女たちは「みだら」だと見なされることがない。だがそのことと、女性が男性のセックス・オブジェクトと（そしてそれのみと）なることは、完全に両立する。

フェミニストたちにとって売春の合法化が必要なのは、女性のセクシュアリティ実現のためであった。だがその手段として、従来伝えられてきた性文化の質を問うことなく売春の合法化がはかられるなら、セクシュアリティの実現は男性の論理への屈伏となるだろう。セクシュアリティの実現に大きな価値をおくこと自体に問題があるのではもちろんない。だが女性にとってのセクシュアリティの実現が、今日の性文化を放置することで（のみならず売春に市民権を与えることで）ますます男性のセックス・オブジェクトとなることを不可避的に伴うなら、それは男性の論理に沿つたものでしかありえないだろう。

女性をまる」と「買う」という錯覚

この点を言いかえて、次のように言ってもよい。

売春の合法化によって、女性を日常的に金で買えるようになれば、男性たちが得る女性觀はますます歪んだものとなるだろう。女性を金で買うとき、男性たちは当の女性から単に性的サービスを買っているとは考えないだろう。男性は女性を、「まるごと」（角田、四二二頁）金で買えるという認識をもつようになるであろう。なるほど売春を「性労働」一般に拡張してみれば、サービスのあり方によつては、買ったのは純然たるサービスであるという印象を与えるにすぎない場合はおそらくあるだろう（例えば完全なオーラルセックスの場合など）。しかし売春ではそうではない。だがなぜ売春の場合には、買春者にとつて女性を「まるごと」買ったという印象が常とともになかつのか？

思うにそれは、今日、依然として性行為は人間にとつてきわめてかつ私秘的であると同時に、もつとも内奥行為、言いかえれば人格の最深部に達する行為という認識があるためであり、それゆえ一般には、セックスは得たくともなかなか得られにくい行為だからであろう。¹¹⁾もうひとつは、おそらく今日一般に見られるセックスの型による。一般に男女のセックスにおいては（少なくとも今日の性文化のもとで社会化した男女の場合。セックスもまたジェンダーの社会的構成と無関係ではありえない）、男性が女性をリードする。男性は愛撫し、女性はその愛撫をうける。もちろん女性が男性への愛撫を好む場合があるとしても、最終的に女性は愛撫することのみでは性的に自足しないだろう。男性は逆に愛撫されるだけでは、性的に充足できないだろう。すると一般に、セックスにおいて相互の満足を伴うためには、男性は愛撫し女性はその愛撫を受ける形で終わるのがふつうである。この時男性は、女性を支配したという感覚を得やすい。いわゆる「正常位」で終える男女が多いというが、この場合に男性は支配の感覚をよけいに得るだろう。¹²⁾

そして買春する男性も、基本的に同じようにふるまう。とくに、売春婦とのセックスは、金の力によって得られるもので

あるだけに、なつかしいの感を強める。売春婦は一般にたぐみに「いく」とを演技するが、これがさらに支配の感覚を強める。女性において「いく」という感覚は、女性の人格全体に伝播するように見える。だからこそ、セックスを買いたいとみなにおいて男性は女性を「まるごと」買ったという印象を受ける。

たしかに、手慣れた売春婦にとって、売春の営みはセックスではない。彼女たちは、セックスを売るのではなくサービスを売っているにすぎない、と自ら述べる。外面において確かにセックスを売ろうと見えようとも、その実それは——少なくとも売春婦当人にとっては——一般的のサービスを売る仕事を変わらないと感じている。ある女性は、胸をもてあそばれたとしても「ヒジをさわられることと実際なんの違いない。それは性的なことではなく、仕事なのだ」と述べている(『セックス・ワーク』一二六頁)。だがまた同時に、この女性はこうも述べている。「生活費を稼ぐのに体全体を使っていると、性的な感覚が實際どれほど心の問題であるかがはっきりとわかる。客がさわるときはまったく異なった感覚が起ころのだ」と(同右)。

売春婦にとっては、売春のさなか、いわば性と人格との結びつきは完全に切れている。それはおそらく間違いない。だが、女性の側がこの結びつきを拒否してビジネスとしてただ性だけを売ろうとも、男性はけつしてそうは知らないだろう。女性を買う男性においては、売春婦の性と人格はつよく結びついている。上野は「性労働の自由化」が可能となる条件として「性が人格とむすびつ(く)……という見方」が壊れる場合を上げているが(七九頁)、少なくとも売春という「性労働」に限定して言えば、女性を買う男にとってこの結びつきが切れることが可能だと考えるのは、ただの抽象論であろう。¹³

マッサージ産業との比較は有効か

以上、売春合法化が一般の女性のセクシュアリティに対してもたらすとされた影響について論じた。だが売春合法化は、さらに売春そのものに対するどのような影響をもたらすと考えられるであろうか。

売春は合法化されるべきか？

売春を非処罰化し合法化すると、売春はいかなる曾みとなるのであるうか。上野は、性労働は「マッサージ師とかわらな「専門職」となると示唆しているが（七九頁）、それは単なる抽象的な比較論にすぎない。仮に売春業が「マッサージ師「のそれ」とかわらない「専門職」となるよう見えようとも、実際は両者は本質的に異なる。なぜなら、マッサージ産業はそれ自体が肩や腰の凝りを社会的に作ることはないが、一方性産業はそれを意図的に作るからだ。売春産業は、マッサージ産業のように凝りをときほぐすことをめざしているのではなく、最初に性的「凝り」を自らつくり出した上で、然る後にそれをときほぐす産業である。しかも売春産業は性的「凝り」を、売春産業の立地した特定の地域で造のみならず、成人雑誌やスポーツ新聞等、要するにポルノグラフィならびに準ポルノグラフ的メディアに、おびただしい広告とセックス情報（むろんこの情報はスponサーの意向と結びついている）を満載することで、社会的に作り出すのである。

しかもマッサージが解消する一般的な凝りとは違つて、性産業がこれらのパラマーケットとともに生みだす性的な「凝り」は、他者（女性）の人権を侵す可能性をもたらしう。また性産業が性的「凝り」を解消するためのサービスが実地の教育となって——なぜならそこには男女の対等かつ親密な人間関係はありえないだろうから——人権侵害の可能性がさらに作り出される。マッサージによる凝りの解消どちがつて、売春によるそれは欲望の発散だからである。つまり性産業は、欲望を常に適切な水路に導くとはかぎらず、むしろときにそれを肥大させて水路からあふれさせる働きをする可能性がある。適度に抑えられなければならない欲望が、ポルノグラフィ接触の場合に見られるように、そのつどの発散を通じながらも全体として肥大化することがあるが、この場合にもそれは当てはまる可能性が高い。

売春が、烙印を受けないような一般的な仕事となつた時には、売春によってほぐされる性的緊張が社会的に無害なものであると考えるとすれば、それはおめでたすぎる発想である。

売春は合法化によって激減するか？

また、合法化後にどのような広がりを見るかについても、上野のマッサージ業との比喩は不適格である。もし売春がマッサージ業なみの一般的な職業となつたあかつきには、それは手におえぬ程の隆盛をみるだろう。つまりマッサージ業なみに扱うことで、「患者」をかえつて増やすことになるだろう。性的「凝り」には、肩こりとは比較にならぬ規模で、潜在的な患者が多くいるからだ。しかもそれでいて、これに従事する女性の収入はガタ落ちになるだろう。

だがもし売春に従事する女性の収入がガタ落ちとなつたなら、かえつて性産業への従事者はいなくなると考えられるだろうか？いや、そうはならない。たしかに、収入が一般の職業なみになるなら、これに従事する女性は少なくなるとも予想される。しかし、男性の側からの需要はつきることはありえない。それどころか、性産業の隆盛自体が、潜在的な需要を大規模に呼び起すだろう。それ故、売春がマッサージ業なみの一般職になつたとしても、売春による収入は一般職以上のものとなるのは確実である。

とはいえそれは、現在ほど割りのいい當みではなくなるのも確かである。女性たちは、過当競争による価値低下の危険に常にさらされるだろう。すると売春の合法化は、本当に売春による「割りのいい」収入をこそ必要としていた女性（そうした女性が確かにいることは疑いがない）たちから、その手段を奪う結果をもたらすだろう。そして確かに、性産業への従事者は激減するかもしれない。しかしそれは性産業従事者がいなくなることを意味するのではなく、その担い手が日本人からアジア人に移ることを意味するのである。

杉 田 聰

売春の合法化がもたらす国際的影響

今日売春が安易に合法化されではない、もう一つの根本的な理由は、ここにある。

売春は合法化されるべきか？

南北格差が小さくなるどころか年々拡大している今、GNP世界第一位の日本が売春の合法化に踏み切れば、日本は、東南アジアにおける一大売春市場となることは疑いがない。おびただしい数の女性たちが、海をこえて日本に集まつてくることは確実である。八十年代末においてさえ、すでに常時五万人の女性たちが売春を目的として国内にとどまつていたというが、もし売春が合法化されるなら、はるかに多くの女性たちが集まるだろう。

正確に言えば、彼女たちは「集まる」のではなく、マフィアの手により「集められる」。彼女たちは本国にあって、生活の苦しさから逃れることができない。そうであれば、いやでも日本に出稼ぎに行かざるをえない。あるいは東南アジア・東アジア諸国には、先進諸国から多様な消費物質とともに非常に歪んだ消費構造がもたらされている。そこでは、なくともよいような工業製品を得るために、親が女の子たちを売春に追いこむことも少なくない。とくに仏教圏にあっては、子自身が親孝行の名の下にそれを受け入れる土壤がある。そうした背景にあって女性たちを買い取った、もしくは借金をカタに身柄を拘束したマフィアたちは、現地の警察・役人・大使館員等を手なずけつつ観光ビザの発行を受け、国際的なシンジケートを通じて彼女たちを、組織的かつ大規模に日本に送りこむのである。⁽¹⁾

それゆえ、今日の日本において売春が合法化されるなら、ほとんど戦前の公娼制度下にあって日本人女性が陥った苦況とかわらない状況が出現するであろう。各地のマフィアは今よりはるかに多くの女性たちをつれて、白昼堂々と彼女たちを日本で売買するだろう。そして日本国内に張り巡らされた売春組織は、徹底した管理と暴力と虐待を通じて、彼女たちを生きた性商品として搾取しつづけるだろう。つまり、大規模な人身売買、そして大規模な人権蹂躪——それが、売春合法化の不可避的な帰結である。

たしかに、現行法のもとでも日本に送り込まれてくる女性たちが少くないことを思えば、そしていかに罰し（強制送還し）たとしても、彼女たちが売春によってしか生活の糧を得る術が見いだせないとき、むしろ一般の外国人労働者の場合と同様に、その就労を合法化したうえで、彼らの労働条件の改善をはかる必要があるとも言えるだろう。だが、少なくとも外

国人女性に対する強制売春自体が、すでに一定の人権侵害にもとづいている。それ以上の人権侵害を排除するためと称して、そもそもその人権侵害を少なくとも合法化してしまってはならない。また、現地マフィアおよび日本のヤクザによる強制売春に伴う人権侵害を排除し、また売春婦の労働条件の改善をはかることは、労働基準監督署ならぬ、いわば「売春労働基準監督署」をおくことを意味せざるをえないが、それはとりもなおさず売春を合法的としたうえで、しかしその規制・管理を公的機関がはかること、つまり新たな公娼制度の公然たる整備をはかることに他ならない。だがそれでは、日本国憲法が宮々として築いてきた社会原則を、なしくぐすりにする恐れがある。

さて、今日の「自由売春」を擁護する人々がもつとも無視しているのが、「自由売春」といえども、貧困層を前提した「強制売春」と深く結びついているという事実である。今、日本人女性のうちに真に窮乏状況にあり、借金を方に売春させられる女性は多くないかもしれない（ただし皆無ではない。）ことにサラ金の借金を方に売春を強要される女性が確かにいる。だが、国際的規模で見たとき、確実に「自由売春」の背後に、膨大な量の「強制売春」がある。にもかかわらず、例えば松沢吾一は、「東南アジアの売春の話は現代の日本の風俗と関係のないまったく別の問題」と言い切っているが、それが確信犯的な嘘でないのなら、ライターとしての基本精神を喪失した妄言と言わなければならない。ちなみに松沢は、それと同時に「昔の廓の前借ぜんかなんていまではまずありません」と書いてフェミニストの売春批判論を批判した氣でいるが、今の売春者が、「廓の前借」ではないにしても、サラ金その他にからむ借金をかかえていることはかなりあるのだ。

公共団体は何をすべきか

後者は、日本人女性による売春の場合にもあてはまる。

彼女たちの場合には「じゅぱゆきさん」によるその場合と異なり、かなりの自由意志にもとづくものであることが多いといふ。しかしこれでも強制売春が行なわれていない、もしくは行なわれる余地がないなどとは、とうてい言うことはできない

い。また、仮に完全な自由意志によって売春が行なわれたとしても、彼女たちすら常に暴力や人権侵害の可能性に身をさらさざるをえない。暴力や人権侵害は、経営者との関係においてと同時に客との関係において問題になりうるが、いずれにおいても、今日、売春婦たちの人権が守られる状況にあるとは言いがたい。八七年四月におきた「池袋買春男性死亡事件」は、こうした人権状況を如実に示した。¹⁴⁹

それ故、売春を「合法化」することによって、その「労働環境」の整備をはかるという主張が生まれてくるのは、確かにそれなりに十分な理由がある。だが、売春が人権侵害を受けやすい営みであるという事実を不問に付したまま、実際のあれこれの事件における売春婦の人権侵害を、ひたすら問題化することは本当にできるのであろうか？

総じて、政府を含めた公共団体は、市民生活にとって出会われる危険を取りのぞく責務を要する。だが、市民が自らの企てによってあえて己れに課した危険まで取りのぞく責務はないと言わなければならない。例えば冬山はいつも危険である。しかし、冬山に登ろうとする人々から、冬山の危険を取りのぞかなかつたといって、公共団体が責められるいわれはない。それと同じことを、ここで主張しなければならない。政府を含めた公共団体は、人権侵害が起こりやすい売春について、その可能性を防ぐためにあえて売春を「合法化」するといった方策をとる責務はない。とくに売春の合法化がもたらす問題があまりに大きいだけに、なおさらそう言わざるをえない。せいぜいのところ公共団体は、売春が（ちょうど高波のおしよせる海岸での遊泳と同様に）危険に満ちた営みであることを、当事者に知らせるだけでよい。

もちろん、実際に人権侵害がおこるなら、侵害された人権を回復するために全力を尽くさなければならない。だが、危険を承知で売春にかかる女性の人権を守るためにと称して、売春を合法化する必要はないと言わなければならない。それはいわば、組員に対する人権侵害が起こらないようするためといって、暴力団を合法化し法人化することなど必要ないと、本質において同様である。一般に人権侵害が起こりやすい仕事があるとき、それでもその仕事を正規に公認するとしたら——今日の仕方での黙認の場合ですら——その仕事に一定の社会的意義があることを前提せねばならないが、だが売春に、そ

うした社会的意義を認めうるような要素があるとは思われないからだ。

売春の社会的意義は？

売春を擁護せねばならぬ理由となりうるもの、を考えられるかぎり検討してみる。

一、男性たちの性的エネルギーを発散させるために、売春は必要なのであろうか？ それはありえない。男性たちの性的エネルギーの発散が必要であったとしても、発散の方法が多様である以上、発散の必要をただちに売春の必要に結びつけるにはさらに別の理由が必要だからだ。それにそもそも、性的マッサージ師がもみほぐすのは要するに男性性器の「凝り」であるが、男性性器の「凝り」は肩や腰の凝りこととなって、男性なら誰でもが、しかも比較的容易に経験するものである。しかも、一般の肩の凝りと異なって、その解消もきわめて容易である。ならば、男性の性的エネルギー発散のために性的マッサージ師をあえて必要とする合理的理由は見いだせない。

二、依然として売春につかざるをえない女性がいるという現実があるがゆえに、売春の存在はやむをえないのだろうか？ しかしそれなら、売春へと女性を強制する事態をなくすことが第一に考えられなければならない。

三、あるいは当の女性のセクシュアリティの実現のために必要なのか？ 個々人のセクシュアリティ実現を可能とするための「条件整備」は尊重されなければならないにせよ、正規の公認が必要かどうかについては、総合的な判断のもとで考えられなければならない。そのために必要な議論は、すでに行なった。女性をセックス・オブ・ジエクトとして強く規定する性格があるとき、また角田が言つようく、女性は「自分とは対等ではない」「力」で自由にできる存在（四二二頁）であると男性に思わせる可能性をはらむとき、売春を安易に公認することはできない。

四、あるいは「性的悪評が悪評たりうる地盤」（角田四二一頁、ただし氏は売春合法化を容認しているのではない）を崩し、「娼婦」と「非娼婦」との分断をなくす（上野、前掲書八〇頁）ためにであらうか？ だがすでに論じたように、

売春の合法化で、この分断がなくなると考えるのは基本的な間違いである。

五、売春に対し実際の需要があるためか？ ならば麻薬やギャンブルも同じように合法化せねばならぬだろ。上に性的マッサージについて述べたように、売春がもたらしうる問題故に、それは合法化され得ない。実際の需要があつたとしても、それが一定の問題性を含むかぎり、直ちに供給の必要は帰結しない。

六、売春をなくすと、性的暴力がふえる可能性があるからか？ もちろんこれは事実ではなくスローガンにすぎない。いや、仮に事実であつたとしても、そのために売春を合法化して、人権侵害の可能性——それはとくに民族的・社会的なマイノリティである第二世界の女性のうえに集中する——を積極的にもたらすことは出来ない。

七、あるいは種々の理由から、性的満足を得られない人々のために、一定のセックス・サービスは必要なのか？ 例えばある種の身体「障害者」の場合や、特殊な性的嗜好を身につけたためにパートナーを見いだせない「性的弱者」のために。⁽²⁰⁾ だが、問題はこうした特殊な場合ではない。特殊な場合のセックス・サービスが仮に必要であつたとしても、それ故に売春一般が合理化されるのではない。そしてもちろん、特殊なセックス・サービスすら、三の場合と同様に総合的な判断のもとで考えられなければならない。なお、「性的弱者」はむろんこと、身障者といえども、セックス・ボランティアを要求する権利などそもそも存在しない。

八、すると残るは、多様な性を楽しみたいという「性解放」の進展に伴つてほとんど不可避的に生ずる欲求ゆえに売春制度は要請される、という考え方くらいなものであろう。だがそれすら、人権侵害の可能性を放置した上で擁護されうる法益と理解できるとは到底考えられない。

* * *

こうして、少なくとも私見によれば、いかように考えたとしても売春の社会的意義は論証されない⁽²¹⁾。それどころか、売春が事実上存続することによって、常に人権侵害の可能性が存続するかぎり、売春は「禁止」される必要があるとすら思える。

上記のように、人権侵害を防ぐために売春を合法化することはできない以上、他にありうる選択肢は売春婦そのものをなくすことでしかありえないからだ。⁽²²⁾

ただし第三の道として、売春婦の存在は不問に付した上で、売春婦にも己れの性的な自己決定権があるという認識を当然視させるという選択肢もありうる。そしてすでに示唆したように、おそらくこれがさしあたって最も重要であろう。暴力団が合法化されなかつたからといって、団員に対する人権侵害は、人権原則によつて是正されなければならないよう、売春婦に対する性的侵害——そこには「契約」外の強姦はもちろん、「契約」外の性的強制も含まれる——は、売春自体が合法化されているか否かとは無関係に、法的には正されなければならぬ。

今日の女性の状況

聴

杉 田

最後に、女性を売春に追いやる今日的な要因について見ておきたい。

「性労働」に関する一連の出版物は、売春にかかる女性たちの動機が多様であることを教えているが、また、依然としてひとつ社会的な状況が、女性を売春に追いやる要因として作用しているという事実をかいま見せていく。

例えば『セックス・ワーク』では、少なくない女性たちが、一般的職場で受ける侮辱や性的嫌がらせについて、女性にはほとんどやりがいのある仕事が残されていないことについて、あるいは努力しても彼女たちは彼女たちが女であるという理由故に男性に比べて七割——これはアメリカの場合である。日本では實にたつた五割にすぎない!——の賃金しか得ることができない点について語っていた。また千田夏光は、今日の結婚(法律婚)制度の虚偽について語っていた。

彼女たちが売春に従事するようになった理由がただこれだけではないとしても、せめてこうした「性差別」がなかつたら、彼女たちは売春という危険の大きい仕事に従事することはなかつたかもしない。多くの女性たちは、限られた時間では普通では手にできないような金が売春によって得られることを語っているが、その場合でもそうした金の価値へ彼女の意

識を向ける大きな要因になつたのは、あきらかに「した」「女性の状況」なのであつ。

注

- (1) 同編『セックス・ワーク——性産業に携わる女性たちの声』(ペハビーラ刊、一九九〇年)(F. Delacoste & P. Alexander ed.), *Sex Work, Writings by Women in the Sex Industry*, Virago Press, 1988)。本書から引用する際は、日本語訳のページ数を本文に記す。

(2) 私は、以下「売春」と表現して「性労働」とは基本的に記さない。売春と性労働との概念的な差異は明瞭だからである。アレキサンダー(同右)や上野千鶴子(『『セックス』というお仕事』の困惑)一九九四年六月二二日朝日新聞)は、売春を含めて性労働を十把一からげにするが、しかし売春を性労働を呼ぶのは、より抵抗の少ない性労働(「ファンション・ヘルス」「エヌクサロン」等で行なわれるような性労働)「売春を滑りこませる」とや、事実上売春を許容しようとするイデオロギーになりやすい。今後は「売春婦」と言わずに「性労働者」と呼ぼうという上野の呼びかけ(同七七頁)は善意のものであろうが、それでは「売春」と他の性サービスとが混同されるおそれがある。たしかに一般的のセックス・サービスは『セックス・ワーク』からも読み取れるように、多かれ少なかれ「売春」につながる場合が多いが、原則的には区別されるべきものである。そして以てでは、主として売春のみを問題にする。上野の文章は同氏『発情装置』(筑摩書房、一九九八年)から引用するが、引用の際ページ数は本文に記す。

- (3) 岸田秀『もののぐら精神分析』青土社「一九九一」一四二頁以下
- (4) 私は、「娼婦」と「非娼婦」との分断(上野、八〇頁)を図っているのではない。両者の連帶のためにいそ、両者の質的相違ははつきりと見ておいたほうがよいと考える。
- (5) 売春の合法化によって売春婦に対する社会的烙印が消滅するかいかに私は懐疑的であると同時に、社会的烙印の問題

だけに絞ってその戦略を練ることに対する懐疑的である。前者に対して懐疑的なのは、売春を合法化したとしても、それを積極的に公序良俗にむしろ適合的であると見なし、一切の立地規制を取りのぞく等の対応が取られないかぎり、多かれ少なかれ社会的偏見はなくならないと考えられるからである。後者に対して懐疑的なのは、売春の合法化を通じて、男性による買春を反社会的、反倫理的と見る視点が侵食され、かえって女性の性的モノ化および男権的な文化の強化につながる可能性が高いと考えるからである。以下の「女性解放運動との——矛盾女性の性的モノ化」の項を参照のこと。

(6) 角田の引用は、特に指定がないかぎり『セックス・ワーク』に付した解説「ふしだらな女とは?」からのものである。引用ページは本文に記す。

(7) この逆もたしかに抽象的には可能だが、これまでこの逆の可能性を追求してきた社会が存在しなかったのは、性的快樂を得るために男性は射精し女性は愛撫されることが必要である、という明確な差異があるからと考えられる。ゲイの「女役」も射精し、レズビアンの「男役」も愛撫が必要であるとすれば——ゲイのセックスにかならず「女役」がおりレズビアンのそれにかならず「男役」がいるという意味ではない——この関係は身体の生理学的な差異に由来するアプリオリなものと言わざるをえない(たしかに、女性にとつても自らの愛撫を通じてクリトリスへの刺激は可能であるとしても、しかしパートナーの積極的な役割は、男性の場合と比べてはるかに大きい)。ただし私たちのまわりに生活するゲイもレズビアンも、結局今日の文化のただ中で生きてきた以上、ひょっとすると性的快樂のために必要と見なされる男性の射精と女性の被愛撫の必要は、可変的な要素とみなしうる可能性もある。ところで、男性が女性を挑発し女性が男性を対象化するという、「逆」のケースがありえないということの理由を岸田秀は、性交をめぐる男女の生理的 possibility から論じているが(前掲書一四五頁)、むしろ今べたように、性的快樂の源泉とという点で理解すべきであるようと思われる。

なおここで「挑発」は、俗言で言われる性的挑発のことではない。ここで言っているのは、層としての女性が層としての男性に対して、強い性的魅力を持つよう文化的に構成せられるという、セクシュアリティ形成場面での、おそらく今日

的に見てもかなり普遍的な事態をさしているにすぎない。

- (8) 事柄を歴史的に見ることは、常に重要なことである。ここでは、こうした人類の文化の型が基本に存在すると想定しているが、歴史的に「いかがわしさ」が女性と結びつけられた可能性がないかどうか問うてみることができる。以下の議論は、そうした問いの「可能性」を否定するものではない。ただ、それぞれの時代やある位相をもつた文化の意味を、それぞれの時代・文化の条件から推考しうると同時に、それらの多様な条件を超えてなお普遍的に意味をもちうる条件があると筆者は考える。

(9) 女性の行動と姿の歪曲化されたイメージを意図的に作り上げる点において、男權的な文化、ことにポルノグラフィなし一般メディアにおける準ポルノグラフィ的描写——それはあまりに日常化されており、それ自体ポルノグラフィと呼びたくなるほどである（行動する女たちの会『ポルノ・ウォッチング』学陽書房、一九九〇年）——が問題化されなければならぬのは確かであるが、こうしたポルノグラフィのイメージ構成上の機制さえ、従前より問題にしている「性文化の型」が前提になつてゐるという事実は見逃されるべきではない。

(10) 抽稿「『育む』ことをいかに人間像にとりこむか——男女統合的な人間像形成のために」（『場・トボス』こうち書房、第六号（一九九五年）所収）を参照のこと。

(11) もちろん、そうであるとすれば、もし性行為をあたかも「コップの水を飲むかのように」いともたやすくしなうるような世代が現われるなら、性行為の意味は、したがつて売春の意味も変わらざるをえないだろう。なお、今日の若い世代がそのような世代だというわけではない。「援助交際」に走る女子中高生のことがしばしば報じられるが、新しい世代が現われたと言えるほどに、「援助交際」は広範な現象では決してない。大治朋子『少女売春供述調書』リヨン社（一九九八年）一五七—九頁を参照のこと。

(12) たしかに女性にとっても、セックスにおいて支配の感覚がはたらくかもしれない。思い通りに男性の気をそそり、十分

な愛撫を引き出しうることで自分の魅力を実感できれば、男性を「支配した」という感覺が起ることには十分にありうることである。だがそれは、あいまいで抽象的な感覺にすぎないようと思われる。その感覺は、手や口唇等々による積極的なはたらきかけとは無関係である。そうした働きかけがあつたとしても、それは最終的なオルガズムにいたるための補助的な働きかけにすぎない。それ故この時かいま見られた支配の感覺には、明確な姿が伴っていない。

(13) 上野は〈性＝人格〉原則を「ピューリタニズム」と述べているが（七十八頁）、これは実は近代の組織原則そのものである。しかも單なる「近代パラダイム（二三頁）ではなく人権原則、ことに女性にとってのそれの表現である。性と人格との結びつきというテーマは多様な含意をもちうるが、氏は問題を矮小化しすぎている。」ここで細かな議論はできないが、この問題を考えるにあたって、錯綜した議論を解きほぐすために少なくとも次の三つのレベルは区別されなければならない。一、性は身体や精神と同様に人格の一部であり、つまり人権であるという近代的発想、そこからの系として性的自己決定権の理念、二、（ネガとしての表現だが）売春者自身が売春のさなかに自己を置く離人症的な心理、三、性行動の方により人格が測られ評価されるという、社会的烙印を導く発想。

(14) 今日の売春産業の隆盛したがつて男性の買春経験の多さと、職場でのすさまじい「セクシャル・ハラスメント」の横行を見るとき、少なくとも、両者が無関係である、あるいは買春が性犯罪を抑制するなどという議論は、空論にすぎないことが明らかである。前者については、男性と買春を考える会編『買春に対する男性意識調査』報告書（同会発行、一九八八年）、後者については、働くことと性差別を考える二多摩の会編『女六、五〇〇人の証言——働く女の胸のうち』（学陽書房、一九九一年）を参照のこと。

(15) 千田夏光『ニコニコ売春』汐文社、一九九二年、一八五頁

(16) 広野伊佐美『幼児売買——マフィアに侵略された日本』毎日新聞社、一九九二年

(17) 松沢呉一他「性風俗とフェミニズム——セクシユアリティの幻想と現実」『創』一九八八年九月号、一一九、一二三頁

売春は合法化されるべきか？

(18) 同右、一一九頁

(19) 角田由紀子『性的法律学』有斐閣一九九一年、一六四頁以下。なお、こうした人権状況にもかかわらず、松沢良一は「今

だったらそんな乱暴な客〔風俗〕産業を訪れて「風俗嬢」を強姦する客は店員が追い出して終わりですよ」と書いているが（同右一二一頁）、ほとんど客の行動を客の思い通りに放置する店さえある事実——大治朋子前掲書九九頁、

永沢光雄『風俗の人たち』筑摩書房（一九九七年）二八一頁——を再び松沢は無視している。

(20) 宮台真司他『性的自己決定』原論——援助交際・売買春・子どもの性』紀伊國屋書店（一九九八年）二六四頁以下。

宮台の「性的弱者」論については、「男権制とセクシュアリティ」で主題的に問題にした。

(21) なぜ売春が必要であるかについて、売春合法化論者の声を聞きたいと私は思う。だが、例えば『セックス・ワーク』には、こうした議論は見いだされない。そこで論じられているのは、売春に従事する女性が確かにいること（それは依然としてしばしば経済的な理由からきていること）、そして彼女たちの行為は危険であり烙印をおされていることの二点につきる。

(22) だが、売春を法的に禁止するのがよいのかどうかについては判断に迷う。むしろ、法的な原則をはつきりさせた上で（その場合は売春行為自体は非処罰化し、売春管理者・ポン引き等の関連する諸行為のみを違法とすべきと思われる）、あとは行政的な対応に委ねるべきではないかと思われる。

(23) 千田、前掲書一八九頁

〔付記〕

本稿の骨格は九四年夏に書いた。筆者は近々ポルノグラフィと買春を問題にする『男権主義的セクシュアリティ——買春・ポルノグラフィ擁護論批判』という著作を公刊するが（青木書店）、なぜ女性の「ふしらだ」視が生まれるのかに関する

論点において、本稿の骨子はこの著作と一貫していない。正確に言えば『男権主義的セクシュアリティ』ではこの論点を詳論できなかつたが、仮に詳論した場合でも、力点のおき方は相当異なつたであらう。それは単に、執筆時期にズレがあるからだけではない。むしろ、本稿での関心はあくまで「論理的」であり「客観的」であるが、『男権主義的セクシュアリティ』はむしろジェンダー・ヒエラルキーの解体という「解放的関心」(ハーバーマス)に従つて書かれているからである。中世の哲学者アンセルムスは、*credo ut intelligam* (識らんがために我信ず) と述べたが、いわば政治的な信念が、認識のための視角を定めるのである。

また本来、買春における最大の問題は、むしろ買春の方であると私は信ずる。この論考はしかし買春よりは売春を扱っているが、それは「売春婦ないし一般の女性に押される社会的・性的な烙印をいかになくすか」という問題意識から出発した最近の論調を問題化することに、主題を絞つていてあるからである。